

3. 軽自動車税

平成27年4月1日現在の課税台数は、2-3表のとおり1,544,590台となっており、前年度と比較して、1.9%の増になっている。これは、課税台数の48%近くを占める軽四輪乗用自動車の台数が対前年度比5.1%増と、引き続き伸びたためと思われる。

また、50cc以下及び50cc超90cc以下の原動機付自転車並びに軽四輪貨物自動車並びに農耕用車両は、減少が続いている。

2-3表 軽自動車税課税台数の推移(「課税状況等の調」第33表)

(単位:台,%)

区 分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	対前年度 伸率	
		車 種							
原動機付自転車	50cc以下	304,997	294,265	285,335	274,954	266,539	257,843	△ 3.3	
	50cc超90cc以下	18,501	17,385	16,797	16,067	15,711	15,304	△ 2.6	
	90cc超	32,084	35,254	38,689	41,756	45,076	47,641	5.7	
	ミニカー	3,791	3,960	4,078	4,168	4,335	4,453	2.7	
	小 計	359,373	350,864	344,899	336,945	331,661	325,241	△ 1.9	
軽自動車及び小型特殊	一 般	二輪車	65,842	64,630	64,014	63,901	64,011	64,083	0.1
		三輪車	46	52	55	54	50	57	14.0
	四輪車	乗用	589,610	611,774	634,225	667,532	705,286	741,017	5.1
		貨物	292,378	290,366	289,108	286,628	284,845	283,563	△ 0.5
	専ら雪上を走行するもの	71	12	19	17	16	15	△ 6.3	
	農 耕 用	56,456	56,005	55,150	54,706	54,231	53,566	△ 1.2	
	特殊作業用	6,412	6,371	6,289	6,345	6,545	6,677	2.0	
	小 計	1,010,815	1,029,210	1,048,860	1,079,183	1,114,984	1,148,978	3.0	
二輪の小型自動車		67,055	67,568	67,846	68,664	69,666	70,371	1.0	
合 計		1,437,243	1,447,642	1,461,605	1,484,792	1,516,311	1,544,590	1.9	

4. 市町村たばこ税

県内のたばこ消費量は、2-4表に示すとおりで、近年では10年度をピークに11年度以降減少しており、26年度は対前年度比3.7%減となった。

2-4表 たばこ消費量の推移

(単位:千本)

項目	年度				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
売り渡し本数	9,757,167	9,078,433	8,983,405	8,872,862	8,540,837
指 数	100	93	92	91	88

(県税務課当該年度申告分)

5. 都市計画税

都市計画税を課税している団体は、28市2町村である。

◎市で課税していない団体(9市)

勝浦市、鴨川市、富津市、浦安市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市

◎町村で課税している団体(2町)

酒々井町、栄町

税収については、土地及び家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を課税標準としているため、固定資産税と同様の傾向を示している。

2-5表 都市計画税の推移(「概要調書」第51表, 第54表・「決算統計」第6表)

区分	都市計画 区域指定 市町村数 (イ)	課税市町 村数 (ロ)	左のうち未 線引団体 数	(イ)のうち 課税して いない団 体数	課税標準額 (百万円)		調定額 (千円)	収入額 (千円)
					土地	家屋		
19年度	49	31	7	18	10,878,053	9,209,456	62,646,529	55,578,735
20年度	49	31	7	18	10,957,328	9,660,091	63,449,764	56,810,043
21年度	49	31	7	18	11,103,189	9,502,164	63,033,577	56,843,425
22年度	47	30	7	17	11,007,207	9,837,623	63,373,397	57,679,062
23年度	47	30	7	17	10,843,798	10,038,148	62,889,648	57,543,424
24年度	47	30	7	17	10,671,409	9,132,381	59,742,607	54,912,200
25年度	47	30	7	17	10,613,304	9,364,176	59,790,013	55,603,596
26年度	47	30	7	17	10,674,716	9,666,669	60,279,970	56,665,489
27年度	47	30	7	17	10,745,798	9,587,801	-	-
27年度 26年度	100	100	100	100	101	99	-	-

※「都市計画区域指定市町村数」～「課税標準額」の欄は、各年度、その前年度の1月1日現在の数値
(例)27年度…平成27年1月1日

6. 国民健康保険税(料)

平成26年度末において、県内54市町村のうち、国民健康保険税を採用している団体は43団体、国民健康保険料を採用している団体は11団体である。

26年度の国民健康保険事業会計決算の状況は、2-6表及び2-6図に示すとおり、歳入合計が6,910億円で、前年度に比べ59億円の増収(0.9%の増)となった。このうち、保険税(料)収入については、前年度に比べ1.5%減少し、構成比については前年度に比べ0.6ポイント減少した。

また、医療保険制度の改革に伴い、20年4月から新たに導入された前期高齢者交付金は、構成比の25.1%となる1,733億円であり、25年度から保険税(料)収入を上回っている。

2-6表 国保事業会計(事業勘定)決算の状況(「決算統計」第52表)

(単位:千円)

区分	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
保険税(料)	162,787,389	27.8	160,944,480	26.7	163,088,128	25.4	163,978,528	24.5	165,873,006	24.2	163,363,237	23.6
一部負担金	89	0.0	933	0.0	29	0.0	21	0.0	10	0.0	0	0.0
国庫支出金	141,250,881	24.2	138,608,700	23.0	141,633,009	22.1	145,595,837	21.8	150,530,794	22.0	150,905,398	21.8
うち 財政調整交付金	19,075,801	3.3	16,627,812	2.8	17,749,567	2.8	25,261,500	3.8	28,367,261	4.1	26,892,302	3.9
療養給付費交付金	22,787,445	3.9	22,386,208	3.7	28,474,842	4.4	28,812,342	4.3	27,562,004	4.0	22,845,098	3.3
県支出金	24,547,236	4.2	27,940,445	4.6	29,442,704	4.6	36,292,592	5.4	36,266,660	5.3	38,180,758	5.5
他会計繰入金	43,789,489	7.5	46,390,077	7.7	46,805,225	7.3	47,191,029	7.1	46,900,997	6.8	49,135,716	7.1
基金繰入金	4,674,858	0.8	4,654,013	0.8	6,154,386	1.0	3,365,598	0.5	4,245,108	0.6	4,459,497	0.6
繰越金	10,875,259	1.9	9,944,407	1.7	11,979,658	1.9	17,134,829	2.6	17,762,001	2.6	17,464,491	2.5
前期高齢者交付金	111,794,571	19.1	128,167,613	21.3	149,732,859	23.4	159,744,801	23.9	168,195,872	24.5	173,267,293	25.1
その他の収入	62,136,738	10.6	62,779,479	10.4	63,686,318	9.9	66,140,821	9.9	67,852,113	9.9	71,427,124	10.3
歳入合計	584,643,955	100.0	601,816,355	100.0	640,997,158	100.0	668,256,398	100.0	685,188,565	100.0	691,048,612	100.0

(注)構成比の合計は端数処理の関係で必ずしも一致しない。

